

請負工事(補修等)契約関係書式

1 入札・見積合せの時に必要な書類

- ① 委任状 (様式第 101 号)
- ② 入札書 (「入札」に参加する時) (様式第 102 号)
- ③ 見積書 (「見積」に参加する時) (様式第 103 号)
- ④ 入札辞退届 (見積辞退届) (様式第 104 号)
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する申立書 (様式第 105 号)

2 工事着手の時に必要な書類

- ① 工事着手届 (様式第 106 号)
- ② 主任技術者・現場代理人指定通知及び経歴書 (一般工事事用) (様式第 108 号)
- ③ 工事工程表 (一般工事事用) (様式第 109 号)

※①及び②～③のうち必要な書類と、現場代理人及び技術者の雇用関係を証明できる書類(保険証の写し等)を綴じて割印し、弊社の工事監督員へ提出してください。(2部提出)

3 工事しゅん功の時

- ① 工事しゅん功届 (一般工事事用) (様式第 111 号)
- ② 受渡書 (様式 112 号) (2部提出)
- ③ 金融機関等の保証証書に係る受領書 (契約保証が金融機関等の場合)

4 小額工事事用 (50万円未満)

- ① 請書 (様式 113 号) (2ページ分)

5 請求書

- ① 請求書 (様式第 114 号)
- ② 請求書の書き方 (説明)

委 任 状

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

(住所)
委任者
(氏名)

㊟

工 事 名

私は、上記工事の入札及び見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 (氏名)

㊟

- ・ 代理人（受任者）の印は、入札書（見積書）に使用する印と同一の印を押印すること。
- ・ 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入 札 書

入札金額 金 円

工 事 名

上記の金額で請け負いたいので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧の
うえ、一般財団法人札幌市下水道資源公社契約規程を遵守し、入札します。

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社

理事長 様

入 札 者 住 所

氏 名

㊟

入札代理人 氏 名

㊟

- ・ 入札書は、別に定める場合を除き、必ずこの様式を用いること。
- ・ 代理人が入札を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。

見積書

見積金額 金 円

工事名

上記の金額で請け負いたいので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、一般財団法人札幌市下水道資源公社契約規程を遵守し、見積します。

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社

理事長 様

見積者 住所

氏名

㊟

見積代理人 氏名

㊟

- ・ 見積書は、別に定める場合を除き、必ずこの様式を用いること。
- ・ 代理人が見積を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

(住所)

(氏名)

印

入札日時 平成 年 月 日 時 分

工事名

このたび、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 一般財団法人 札幌市下水道資源公社
- ・ 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

消費税及び地方消費税に関する申立書

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

(住所)
受注者
(氏名)

㊟

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関して

- 1 課税業者
- 2 免税業者

ですので、ここに申し立てます。

- ・ 入札（見積）に参加する時点において、1または2のいずれか該当する番号を○で囲むこと。
- ・ 札幌市の競争入札参加資格申請時に届け出た使用印を押印すること。
- ・ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ提出すること。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

課 長	係 長

工 事 着 手 届

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社

理事長 様

(住 所)

受注者

(氏 名)

印

下記工事は、平成 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1. 工事番号 () 第 号

2. 工事名

保険関係成立済の印

(一財)札幌市下水道資源公社の受付印

工事着手を認める 工事主任 技術職員

印

平成 年 月 日

1. 現場代理人・主任技術者（監理技術者）指定通知及び経歴書

現場代理人			氏名	
住所			生年月日	※大正・昭和
				年 月 日
最終学歴	卒業年月日	学 校 名	専 攻 科 目	
	※昭和・平成 年 月			
職 歴	※昭和・平成 年 月	入社		
	※昭和・平成 年 月	入社		
工事経歴	直前1年分	技術資格	※昭和・平成 年 月	取得No.
	直前2年分			
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏名 ㊟				

※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

主任技術者（監理技術者）			氏名	
住所			生年月日	※大正・昭和
				年 月 日
最終学歴	卒業年月日	学 校 名	専 攻 科 目	
	※昭和・平成 年 月			
職 歴	※昭和・平成 年 月	入社		
	※昭和・平成 年 月	入社		
工事経歴	直前1年分	技術資格	※昭和・平成 年 月	取得No.
	直前2年分			
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏名 ㊟				

※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

妥当と認める 工事主任 技術職員 ㊟

- ・受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）をそれぞれ添付すること。
- ・主任技術者（監理技術者）は現場代理人を兼ねることができる。
- ・下請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を配置すること。
- ・本工事に受注者が監理技術者を配置する場合、資格者証の写しを添付すること。

工事工程表

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

(住 所)

受注者
(氏 名)

①

本表にもとづいて、下記工事を施工したいので、承認くださるようお願いします。

工事名 _____

工 期	着 手	平成	年	月	日
	しゅん功	平成	年	月	日

工 種	数量	単位	日数	月					月					月					月					備 考		
				5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25			

妥当と認める 工事主任 技術職員

①

工事しゅん功届

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社

理事長 様

(住 所)

受注者

(氏 名) ⑩

(工事番号) () 第 号
工 事 名

上記工事は、平成 年 月 日しゅん功したのでお届けします。

工事しゅん功確認欄
工事のしゅん功を認める。 工事主任 技術職員
⑩

検査実施欄	この工事の検査員に下記の者を命じ、検査を 月 日 時から実施する。
	技術職員
	⑩

課 長	係 長

工事しゅん功検査報告書

平成 年 月 日

検査員
職・氏名 技術職員 ⑩

工事主任
職・氏名 技術職員 ⑩

上記工事の検査結果は、次のとおりであったので報告します。

なお、決裁後は、受渡しすることといたしたい。

検査結果	
------	--

課 長	係 長	係

受 渡 書

工 事 名

上記工事は、平成 年 月 日しゅん功（完了）し、検査に合格したので、その受渡をし、これを証するため、本書 2 通を作成して、双方記名押印のうえ各々 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

受取人 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 番 1 号
一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長

引渡人

金融機関等の保証証書に係る受領書

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

(住所)
受注者
(氏名) ⑩

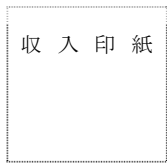
貴社より下記の工事の入札保証証書を受領しましたので、発行機関（金融機関等）に返還すること及び今後、保証証書の紛失、汚損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

入札保証に係る工事名

工事番号 第 号

請書（工事契約用）



請書

平成 年 月 日

一般財団法人 札幌市下水道資源公社

理事長 様

住所
受注者 氏名

印

工事名	第 号
請負代金額	金 円也 [うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]
工期	着手 平成 年 月 日 しゅん功 平成 年 月 日
支払条件	工事のしゅん功検査に合格後、所定の手続きにより、請求書を提出したその日から起算して40日以内とする

(総則)

- 1 本書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に履行すること。
- 2 工事の施行、現場内の取締り及びその他契約の履行に関しては、すべて発注者が指定する工事担当職員の指揮監督に従うこと。

(履行)

- 3 工期内の工事の完成を厳守すること。

(検査)

- 4 工事を完成したときは、その旨を通知するとともに、引渡しをするときは、発注者の検査に合格しなければならないこと。

(権利義務の譲渡等)

- 5 この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させないこと。

(一括委任又は一括下請負)

- 6 工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(工事の変更、中止等)

- 7 発注者の必要に応じて工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止すること。

8 請負代金額又は工期の変更は、次の各号に定めること。

- ① 請負代金額を変更するときは、原請負代金額から原請負代金額に 108分の8を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。)に1.08を乗じて得た額を新請負代金額とすること。
- ② 工期の変更は、協議して定めること。

(損害の負担)

9 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、その一切の費用を負担すること。

10 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償すること。

11 天災その他の不可抗力によって生じた損害は、協議して定めること。

(かし担保)

12 工事目的物にかしがあるときは、発注者から修補又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求があった場合において、その一切の損害を賠償すること。

13 かしの修補又は損害賠償は、引渡しを完了した日から1年以内(石造、金属造、コンクリート造、積造及びこれに類するものによる建物等又は土木工作物等及び地盤の場合は2年以内)とすること。

また、故意又は重大な過失によるかしについては、その期間を10年とすること。

(履行遅滞の場合における損害金等)

14 工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして工期内に届出る。この場合、工期の延長により完成する見込みがあるときは、延長期間を明らかにして、発注者の承諾を受けて、工事を完成させる。受注者の責に帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができないとき、発注者は、損害金として、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した額の支払いを請求できること。

(解除権)

15 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がなく、かつ、契約を解除された場合は、発注者から請負代金額の10分の1に相当する違約金の請求があったときは支払うこと。

- ① 受注者の責に帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ② 正当な理由がないのに、工事の着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(解除に伴う措置)

16 契約が解除された場合においては、出来形部分を発注者の検査を受け、検査に合格した部分は引渡し、引渡した部分については、発注者の所有とすること。

17 契約が解除された場合においては、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡しすること。

(その他)

18 契約の履行に関しては、一般財団法人札幌市下水道資源公社契約規程及び建設業法(昭和24年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するとともに、必要な事項については、発注者と協議のうえ定めること。

請 求 書

(あて先) 一般財団法人 札幌市下水道資源公社
理事長 様

下記のとおり請求します。

記

名称・摘要	数量	単価	金額

請求年月日

年	月	日

合計請求金額

十億	百万	千

円

電話番号

—

郵便番号	請求印
住所	
氏名 _____	

下記の口座に振り込んでください。

口座番号

振込先金融機関

銀行 本店
信金 _____ 支店

預金種目

- 1 普通
- 2 当座
- 3 納準・別段

カナ口座名 (カタカナ)

請求書の書き方について

1 請求書

前払金、部分払金及び請負代金（しゅん功金）は、所定の請求書により請求してください
（この書式集の21頁をコピーして使用してください）。

2 請求書の記載例

① 前払金請求の場合

名称・摘要	数量	単価	金額
ただし、（工事名）	工事請負代金		金 000、000、000 円
請負代金の前払金として	前払金請求額		金 000、000、000 円
	残 額		金 000、000、000 円

② 部分払金請求の場合

名称・摘要	数量	単価	金額
ただし、（工事名）	工事請負代金		金 000、000、000
請負代金の部分払金として	前回までの受領額		金 000、000、000
	今回請求額		金 000、000、000
	残 額		金 000、000、000

③ しゅん功金請求の場合

ア 前払金、部分払金などを受けていない場合

名称・摘要	数量	単価	金額
ただし、（工事名）	工事請負代金		金 000、000、000
請負代金として	残 額		（残額なし）

イ 前払金、部分払金などを受けている場合

名称・摘要	数量	単価	金額
ただし、（工事名）	工事請負代金		金 000、000、000
請負代金の精算金として	前回までの受領額		金 000、000、000
	今回請求額		金 000、000、000
			（残額なし）

- 注意事項・
- 口座番号には、店番号を入れないこと（必ず8桁以内になります）。
 - 債権者請求年月日は、請求書を提出する日付（和暦）を記入すること。
 - 金額はすべて消費税込みの金額にすること。
 - 設計変更があったときは、新請負金額で請求すること。